

平成29年 7月 6日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「労働保険加入促進業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	強制加入保険である労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険の総称）について、各都道府県に労働保険適正加入指導員等を配置し、未手続事業に関する情報収集及び未手続事業への適正加入勧奨、労働保険制度の周知・相談対応等を実施するものである。
実施期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
受託事業者	一般社団法人全国労働保険事務組合連合会
契約金額（税抜）	1, 595, 542, 138 円（単年度当たり：797, 771, 069 円）
入札の状況	1 者応札（説明会参加＝6 者／予定価内＝1 者）
事業の目的	労働保険は、強制加入保険であるにもかかわらず、未だ中小零細事業を中心に未手続事業が多く存在している。 この状態は、労働保険の健全運営及び労働者の適正な保護を阻害することとなるため、労働保険の未手続事業を対象に加入勧奨活動等を行う業務を委託することにより、その解消を図るものである。 また、加入勧奨活動により雇用保険に係る保険関係が成立した適用事業については、労働保険関係成立届等労働保険の成立手続の他、雇用保険の事業所に関する届出並びに雇用する労働者（被保険者）に関する届出等雇用保険の加入手続が必要となるが、届出漏れを防止するため、未手続事業の解消と併せて、これらの届出の履行を促進することにより、労働保険の適正加入を図る。
選定の経緯	企画競争方式で 2 者応札であったが、全国労働保険事務組合連合会が継続して受注していたことから、平成 24 年基本方針において選定

II 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保という点において課題が

認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要である。

2 検討

(1) 評価方法について

厚生労働省から提出された平成28年4月から平成29年3月までの実施状況についての報告(別添)に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている	
	確保されるべき水準(一例)	評価
	未手続事業情報収集数 70,000事業(前回50,000事業)	80,719事業(115.3%) 実施結果は目標を大幅に上回っており、極めて良好である。
	加入勧奨実施事業数 80,000事業(前回70,000事業)	90,997事業(113.7%) 実施結果は目標を大幅に上回っており、極めて良好である。
	保険関係成立件数(労災保険) 一次目標 15,000事業 二次目標 33,000事業 (前回 32,000事業)	32,486事業 (二次目標に対して98.4%) 実施結果は二次目標を下回ったものの、一次目標は上回っており、かつ、前回の目標を上回っている。
雇用保険手続件数 一次目標 8,000事業 二次目標 18,000事業 (前回 16,000事業)	19,897事業 (二次目標に対して110.5%) 実施結果は二次目標を大幅に上回っており、極めて良好である。	
	※ 保険関係成立件数及び雇用保険手続件数については、事業効果及び利益の向上のため、28年度からインセンティブ・ディスインセンティブを設定し、一次目標未達成の場合は成功報酬費単価50%減額、二次目標達成の場合は成功報酬費単価20%増額としている。	
民間事業者からの改善提案	<p>・研修及びマニュアルの工夫</p> <p>推進員研修の実施に当たっては、推進員の経験年数等に応じた班編成、座学のみならずロールプレイングやグループディスカッションの導入、良好な実績を上げている推進員等からの成功事例の発表、具体的な応酬話法の研修等、効果的な手法を導入している。</p> <p>また、加入勧奨好事例集を作成し、その内容については、保険料が高いとの</p>	

	<p>固定観念から保険加入に抵抗感を示す事業主に対する対応事例（保険料を試算して実際の負担額を示す）などの実例を豊富に掲載し、加入勧奨活動を効果的に実施するための工夫を積極的に行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前アンケートの実施 <p>未手続事業名簿の作成に当たっては、収集した名簿に基づき事前に郵送によるアンケートを実施し、事業場がその場所に存在しているか、労働者を雇用しているかについて確認し、労働保険の対象とならない事業場を名簿から除外するなど、未手続事業名簿の情報の精度を上げるための取組を行っている。</p>
--	---

（３）実施経費（税抜）

実施経費は、従前経費（市場化テスト実施前）と比較して 3.3%（2759 万円／年）減少している。

従前経費	825,106,548 円（25 年度（市場化テスト実施前））
実施経費	797,515,251 円（28 年度（市場化テスト 2 期目））
削減額	27,591,297 円
削減率	3.3%

【検討】

※詳細な検討は以下に記載。

今回の市場化テスト実施後の平成 28 年度の経費（税抜き。以下同じ）と、市場化テスト実施前の平成 25 年度の経費を比較して、費用削減効果について検証した。

具体的な検証方法については次のとおり。

- ①各年度の委託費支払額（全体額）と、各年度の目標のうち比較対照が可能な項目を用いて、目標単位での所要額を比較したこと。
- ②委託費支払額から、目標達成数に比例して支出される科目（成功報酬費、研修費）を除いた間接費（管理経費）と目標単位での所要額を比較したこと。

検証の結果、1 事業当たりの所要額の比較において、全体額、間接費とも全ての項目で減少していることから、市場化テストによる経費削減効果が認められる。

表 2-1 委託費支払額と目標との比較による経費削減効果の試算

	25 年度 (市場化テスト実施前)	26 年度 (市場化テスト1回目)	28 年度 (市場化テスト2期目)	経費削減効果 (28 年度÷25 年度)
委託費支払額 (全体額)	825,106,548 円	761,686,349 円	797,515,251 円	96.6%
未手続事業 情報収集数	69,839 事業 (11,814 円/1事業)	67,766 事業 (11,240 円/1事業)	80,719 事業 (9,880 円/1事業)	83.6%
加入勧奨 実施事業数	85,545 事業 (9,645 円/1事業)	83,205 事業 (9,154 円/1事業)	90,997 事業 (8,764 円/1事業)	90.8%
保険関係 成立件数	30,598 事業 (26,966 円/1事業)	29,993 事業 (25,395 円/1事業)	32,486 事業 (24,550 円/1事業)	91.0%
雇用保険 手続件数	16,578 事業 (49,771 円/1事業)	16,374 事業 (46,518 円/1事業)	19,897 事業 (40,082 円/1事業)	80.5%

表 2-2 委託費支払額（間接費）と目標との比較による経費削減効果の試算

	25 年度 (市場化テスト実施前)	26 年度 (市場化テスト1期目)	28 年度 (市場化テスト2期目)	経費削減効果 (28 年度÷25 年度)
委託費支払額 のうち間接費 (管理費等)	496,494,771 円	443,582,833 円	440,967,604 円	88.8%
未手続事業 情報収集数	69,839 事業 (7,109 円/1事業)	67,766 事業 (6,546 円/1事業)	80,719 事業 (5,463 円/1事業)	76.8%
加入勧奨 実施事業数	85,545 事業 (5,804 円/1事業)	83,205 事業 (5,331 円/1事業)	90,997 事業 (4,846 円/1事業)	83.4%
保険関係 成立件数	30,598 事業 (16,226 円/1事業)	29,993 事業 (14,790 円/1事業)	32,486 事業 (13,574 円/1事業)	83.6%
雇用保険 手続件数	16,578 事業 (29,949 円/1事業)	16,374 事業 (27,091 円/1事業)	19,897 事業 (22,163 円/1事業)	74.0%

(4) 選定の際の課題に対応する改善

課題に対する改善 および結果	競争性に課題が認められたところ、本業務の入札において以下の対策等を講じたが、1者応札であり、従前と同じ事業者が受託した。
-------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3か年の実績をベースに、より高い実績を達成した場合に、受託事業者に対してインセンティブが働く報酬体系の構築 ・複数の地方事務所による研修の合同開催を可能にするなど、受注者の創意工夫を引き出す仕組みを構築
--	---

(5) 評価のまとめ

経費削減効果について、3.3% (2759万円/年) の削減が認められた。

業務の実施にあたり設定された確保されるべき質についても、概ね達成されたと評価することができる。民間事業者の改善提案について、研修及びマニュアルの工夫等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が、業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できる。

一方、実施事業者は、市場化テスト導入前と同じ事業者であり、1者応札となっている。この点について、厚生労働省より入札説明会参加者へのヒアリング調査を行ったところ、①採算性・利益の確保が見込めないため、②全国に拠点が必要なため、③労働保険適正加入指導員の要件（仕様書で「社会保険労務士等の労働社会保険関係書類の作成・提出等の実務経験者であることが望ましい」としている）を満たす者を全国に配置することが困難なため等が意見として挙げられており、事業の採算性の確保策の検討や、発注要件の緩和等についての見直しが必要である。

厚生労働省としては、③については、労働保険適正加入指導員は全国に配置され活動している労働保険適正加入推進員を指導・統括する立場であることから、一定の専門性が必要と考えているが、①、②については、これらの意見を踏まえ、今後のさらなる競争性の確保のため、次の方策を検討するとしている。

- ア 目標件数とインセンティブ・ディスインセンティブの設定基準の再検討など、事業の採算性の確保策を検討
- イ 本部の設置要件の撤廃・緩和等、一部の発注要件を更に撤廃・緩和等
- ウ その他、入札説明会の早期かつ複数回開催、入札公告期間の十分な確保、契約期間の3年への拡大等

よって競争性の確保という点において課題が認められ、改善が必要である。

また市場化テスト1期目の評価にて、発注単位のブロック化についての検討が議論に挙がったが、厚生労働省としては、ブロックごとに分割契約することも考え得るが、その場合、①ブロック化に伴い管理部門がブロックごとに必要となり間接費が増加すること、②本業務が全国的に一定の成果を求めることを前提としていることから、受託事業者にとってスケールメリットが活かせず不採算となるおそれが生じること、③ノウハウの共有化がブロック単位にとどまることにより効率的な業務の実施に支障が生じることから、適当でないとしている。

(6) 今後の方針

以上のとおり、競争性の確保という点において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。

また厚生労働省としては、「本業務は、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ 1 (1) ①～⑤までの要件を満たし、市場化テストにより良好な実施結果が得られた事業と言える」こと、「本業務は、強制適用すべき労働保険への加入促進という極めて公益性の高い特殊な事業であり、1者応札となった大きな要因が利益が見込めない事業と判断されたことにあるといった市場の特殊性がある。このため、同指針Ⅱ 1 (2) に示す「これまでの市場化テスト実施により様々な入札改善策が十分に講じられているものの、今後市場化テストを継続しても更なる改善が困難な事業」にもあたると考えている。」ことを挙げ、市場化テストを終了することを希望している。

しかし、競争性の確保という点において、1者応札であることから改善が必要であり、「(5) 評価のまとめ」でも記載したとおり、厚生労働省においてさらなる競争性の確保のため方策を検討するとしている。よって次期事業においては、課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考ええる。

平成29年6月14日
厚生労働省

民間競争入札実施事業
労働保険加入促進業務の実施状況について

1. 業務の概要

公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された労働保険加入促進業務（以下「本業務」という。）については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公サ法」という。）に基づき、以下の内容により、平成26年度から民間競争入札により実施している。

（1）業務内容

強制加入保険である労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険の総称）について、各都道府県に労働保険適正加入指導員等を配置し、未手続事業に関する情報収集及び未手続事業への適正加入勧奨、労働保険制度の周知・相談対応等を実施するものである。

（2）受託事業者決定の経緯

労働保険加入促進業務における民間競争入札実施要項（平成27年11月制定。以下「実施要項」という。）に基づく公サ法による民間競争入札（総合評価落札方式）を実施し、予定価格内の1者応札により決定した。

（3）受託事業者

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会

（4）契約期間

平成28年4月1日～平成30年3月31日

（5）実施状況評価期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

実施要項において定めた本業務の実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質の達成状況及び当省の評価は表1のとおりである。

前回（平成26・27年度）に比べて主要な目標が引き上げられたところであるが、「未手続事業情報収集数」においては目標に対してプラス15.3%、「加入勧奨実施事業数」においては目標に対してプラス13.7%、雇用保険適用事業所設置手続件数はプラス10.5%となっており、目標を大幅に上回る実績を上げている。「保険関係成立件数」

においては目標に対してマイナス1.6%であったが、件数は大きく伸びている。
 これらのことから、総合的に見て良好な結果が得られている。

表1 評価事項等一覧

評価事項	目標	実施結果（対目標比）	評価
未手続事業 情報収集数	70,000 事業 （前回 50,000 事業）	80,719 事業（115.3%） （27 年度；69,413 事業） （26 年度；67,766 事業） （25 年度；目標設定なし）	実施結果は目標を大幅に上回っており、極めて良好である。
加入勧奨実施事業数	80,000 事業 （前回 70,000 事業）	90,997 事業（113.7%） （27 年度；83,857 事業） （26 年度；83,205 事業） （25 年度；85,545 事業）	実施結果は目標を大幅に上回っており、極めて良好である。
保険関係成立件数 （労災保険）	33,000 事業 （前回 32,000 事業） 〔 一次 15,000 事業 二次 33,000 事業 〕	32,486 事業（98.4%） （27 年度；30,225 事業） （26 年度；29,993 事業） （25 年度；30,598 事業）	実施結果は二次目標を下回ったものの、一次目標は上回っており、かつ、前回と比較すると実績は大幅に増加。
雇用保険手続件数	18,000 事業 （前回 16,000 事業） 〔 一次 8,000 事業 二次 18,000 事業 〕	19,897 事業（110.5%） （27 年度；17,267 事業） （26 年度；16,374 事業） （25 年度；16,578 事業）	実施結果は二次目標を大幅に上回っており、極めて良好である。

- * 保険関係成立件数は、1 期目と 2 期目で算定方法が異なるため、平成 27 年度以前の件数については、2 期目の算定方法に置き換えて計上している。（表 2 も同様）
- * 保険関係成立件数及び雇用保険手続件数については、事業効果及び利益の向上のため、28 年度からインセンティブ・ディスインセンティブを設定し、一次目標未達成の場合は成功報酬費単価 50% 減額、二次目標達成の場合は成功報酬費単価 20% 増額としている。

3. 民間事業者の創意工夫及び改善実施事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、計 6 回にわたる連絡会議を 10 月までに開催し、労働保険適正加入推進員（以下「推進員」という。）の事例発表、地方事務所代表者からこ

れまでの活動状況報告と今後に向けた取組についての発表を行うことにより、それぞれが問題点を共有し効果的な活動に結びつけている。さらに、11月に開催した全国労働保険適正加入促進会議において、連絡会議の成果を発表するなど効果的な取組を行っている。

(2) 未手続事業名簿の作成に当たっては、収集した名簿に基づき事前に郵送によるアンケートを実施し、事業場がその場所に存在しているか、労働者を雇用しているかについて確認し、労働保険の対象とならない事業場を名簿から除外するなど、未手続事業名簿の情報の精度を上げるための取組を行っている。

(3) 推進員研修の実施に当たっては、推進員の経験年数等に応じた班編成、座学のみならずロールプレイングやグループディスカッションの導入、良好な実績を上げている推進員等からの成功事例の発表、具体的な応酬話法の研修等、効果的な手法を導入している。

また、加入勧奨好事例集を作成し、その内容については、保険料が高いとの固定観念から保険加入に抵抗感を示す事業主に対する対応事例（保険料を試算して実際の負担額を示す）などの事例を豊富に掲載し、加入勧奨活動を効果的に実施するための工夫を積極的に行っている。

(4) 加入勧奨活動の実施に当たっては、事前に事業場の所在地に出向き、労働者の有無や事業形態、繁忙時間帯などについて目視による調査を行い、事業主への加入勧奨活動が円滑に行えるよう工夫した取組を行っている。

(5) 加入勧奨活動を行う時間帯については、業種ごとに繁忙時間帯等が異なっていることを念頭に置き、事業主が対応しやすい時間に訪問するなどの工夫を行っている。

(6) 事業場を訪問するに当たっては、事業主の問題意識を高めるため、都道府県労働局長名による加入勧奨文書の発送に合わせて訪問することはもとより、加入意向を示した事業主に対しては、所轄労働基準監督署及びハローワークの担当窓口を教示するとともに、行政職員の助言を得るなどにより効果を上げている。

(7) 都道府県労働局と受託事業者との連携については、①ハローワーク単位など地域を分割して連絡会を設ける、②担当者を定め実務者レベルによる実践的な連絡・打合せを行うなど、それぞれの局内の状況に応じてきめ細かく実施している。

4. 実施経費の状況及び評価

今回の市場化テスト実施後の平成28年度の経費（税抜き。以下同じ）と、市場化テスト実施前の平成25年度の経費を比較して、費用削減効果について検証した。

具体的な検証方法については次のとおり。

- ① 各年度の委託費支払額（全体額）と、各年度の目標のうち比較対照が可能な項目を用いて、目標単位での所要額を比較したこと。
- ② 委託費支払額から、目標達成数に比例して支出される科目（成功報酬費、研修費）

を除いた間接費（管理経費）と目標単位での所要額を比較したこと。

検証の結果、1事業当たりの所要額の比較において、全体額、間接費とも全ての項目で減少していることから、市場化テストによる経費削減効果が認められる。

表 2-1 委託費支払額と目標との比較による経費削減効果の試算

	25年度 (市場化テスト実施前)	26年度(参考) (市場化テスト1回目)	28年度 (市場化テスト2期目)	経費削減効果 (28年度÷25年度)
委託費支払額 (全体額)	825,106,548 円	761,686,349 円	797,515,251 円	96.6%
未手続事業 情報収集数	69,839 事業 (11,814 円/1事業)	67,766 事業 (11,240 円/1事業)	80,719 事業 (9,880 円/1事業)	83.6%
加入勧奨 実施事業数	85,545 事業 (9,645 円/1事業)	83,205 事業 (9,154 円/1事業)	90,997 事業 (8,764 円/1事業)	90.8%
保険関係 成立件数	30,598 事業 (26,966 円/1事業)	29,993 事業 (25,395 円/1事業)	32,486 事業 (24,550 円/1事業)	91.0%
雇用保険 手続件数	16,578 事業 (49,771 円/1事業)	16,374 事業 (46,518 円/1事業)	19,897 事業 (40,082 円/1事業)	80.5%

※ 委託費支払額は、平成26年度と比べて平成28年度が増加しているが、事業目標を上乗せしたことにより、直接費（成功報酬費等）が増加したため。

表 2-2 委託費支払額（間接費）と目標との比較による経費削減効果の試算

	25年度 (市場化テスト実施前)	26年度(参考) (市場化テスト1期目)	28年度 (市場化テスト2期目)	経費削減効果 (28年度÷25年度)
委託費支払額 のうち間接費 (管理費等)	496,494,771 円	443,582,833 円	440,967,604 円	88.8%
未手続事業 情報収集数	69,839 事業 (7,109 円/1事業)	67,766 事業 (6,546 円/1事業)	80,719 事業 (5,463 円/1事業)	76.8%
加入勧奨 実施事業数	85,545 事業 (5,804 円/1事業)	83,205 事業 (5,331 円/1事業)	90,997 事業 (4,846 円/1事業)	83.4%
保険関係 成立件数	30,598 事業 (16,226 円/1事業)	29,993 事業 (14,790 円/1事業)	32,486 事業 (13,574 円/1事業)	83.6%
雇用保険 手続件数	16,578 事業 (29,949 円/1事業)	16,374 事業 (27,091 円/1事業)	19,897 事業 (22,163 円/1事業)	74.0%

5. 競争性の確保について

(1) 平成28・29年度の事業における競争性確保策

1者応札の解消のため、市場化テスト2期目となる平成28・29年度の本業務の入札において以下の対策を講じた。

ア 過去3か年の実績をベースに、より高い実績を達成した場合に、受託事業者に対してインセンティブが働く報酬体系の構築

- ①保険関係成立件数及び雇用保険手続件数について、過去3か年の実績（年平均）の110%を達成した場合に、成功報酬費の単価を20%増額（達成後のもののみ）
- ②保険関係成立件数及び雇用保険手続件数について、過去3か年の実績（年平均）の50%を未達成の場合に、成功報酬費の単価を50%減額
- ③未手続事業情報収集数及び加入勧奨実施事業数についても目標を上げ

イ 受注者の創意工夫を引き出す仕組み

- ①都道府県ごとに地方事務所を設置しなければならないとする要件を撤廃
- ②都道府県労働局との協議会の開催回数（年3回以上）を年1回以上に緩和
- ③労働保険適正加入推進員等に対する研修開催要件の緩和（複数の地方事務所による合同開催を可能）
- ④事業主説明会の開催必須要件を撤廃

(2) 競争性の確保のための今後の方策

今期の本業務の受託事業者の決定に際しては、前記1(2)に掲げるとおり公サ法による民間競争入札（総合評価落札方式）により実施したが、受託事業者以外の応札者はなく1者応札となったところである。

1者応札となった原因について、入札説明会参加者へのヒアリング調査を行ったところ、①採算性・利益の確保が見込めないため、②全国に拠点が必要なため、③労働保険適正加入指導員の要件（仕様書で「社会保険労務士等の労働社会保険関係書類の作成・提出等の実務経験者であることが望ましい」としている）を満たす者を全国に配置することが困難なためとの意見が見られた。

このうち、③については、労働保険適正加入指導員は全国に配置され活動している労働保険適正加入推進員を指導・統括する立場であることから、一定の専門性が必要と考えているが、①、②については、これらの意見を踏まえ、今後のさらなる競争性の確保のため、次の方策を検討する。

ア 事業の採算性の確保策の検討

複数応札が確保できるよう、受託事業者の採算性の観点を踏まえて、インセンティブの割合を高め、ディスインセンティブの割合を低めるなど、目標件数とインセンティブ・ディスインセンティブの設定基準の再検討を行う。

その上で、これまでの実績状況を踏まえると、今後も目標を超過達成する可能性が十分に考えられることから、入札の積算において目標を上回る一定件数（予算上の上限件数等）で一律に積算することを入札参加者に求めることにより、超過達成分を受託者が負担することのない仕組みとする。

イ 発注要件の緩和等について

実施要項に定める各種発注要件については、本業務の質を確保するために必要な事項であるが、一部を更に撤廃・緩和等することにより受託事業者の創意工夫を引き出すとともに、本業務の競争性を一層高めることとする。

具体的には次のとおり要件の撤廃・緩和等を行う。

- ①本部の設置要件の撤廃・緩和（東京都内の設置要件を撤廃する。また、本部の指導員配置人数を3名程度から1名以上に緩和する。）
- ②地方事務所の設置要件の周知徹底（入札説明会等において、先般の入札において、全都道府県における地方事務所の設置要件が緩和されていることの周知徹底を図る。）

ウ その他

多くの事業者に対して仕様書の内容をより理解していただくため、入札説明会の早期かつ複数回開催、入札公告期間の十分な確保を図る。また、より長期的な観点で事業計画・予算を積算することにより参入しやすくなるよう、契約期間の3年への拡大等、複数応札に向けた対応を行う。

(3) 発注単位のブロック化

ブロックごとの分割契約することも考え得るが、その場合、①ブロック化に伴い管理部門がブロックごとに必要となり間接費が増加すること、②本業務が全国的に一定の成果を求めることを前提としていることから、受託事業者にとってスケールメリットが活かせず不採算となるおそれが生じること、③ノウハウの共有化がブロック単位にとどまることにより効率的な業務の実施に支障が生じることから、適当でない。

6. 全体的な評価

本業務を総括すると、以下のとおりである。

- (1) 2期目の市場化テスト実施に当たり、確保すべきサービスの質として設定された4つの目標については、1期目の市場化テスト（平成26・27年度）と比べてより高い目標を設定したところであるが、保険関係成立件数を除いた3については目標を大幅に達成している。

なお、保険関係成立件数については、二次目標にわずかに（1.6%）届いていないものの、一次目標は上回っており、かつ、件数は市場化テスト導入後伸び続けていることを踏まえると、総合的に見て良好な結果が得られ、サービスの質は確保されて

いると認められる。また、民間事業者による創意工夫が発揮され、効果的に事業が実施されている。

- (2) 実施経費については、市場化テスト2期目となる平成28年度においては、市場化テスト導入前はもとより、市場化テスト1期目と比較しても一層の経費削減が図られている。
- (3) 事業実施期間中に業務に係る法令違反行為等はなかった。
- (4) 2期目の市場化テストの実施に当たって、厚生労働省では、外部有識者（弁護士、公認会計士、税理士及びシンクタンク研究員）で構成される、事業の評価や1者応札の解消策等の提言を行う「労働保険加入促進業務に係る評価委員会」を設置し、実施状況についてチェックを受ける体制を整え、28年度に4回の委員会を開催したところ、事業の成果と経費の削減を中心とした事業実績について委員会においても良好な実施状況であるとの評価を受けたものである。
- (5) 競争性の確保については1者応札とはなっているが、入札説明会に参加した業者からは「企業の利益が見込めない事業と判断した」との回答が多くあり、事業の内容と経費等を総合的に勘案した結果、応札した1者以外は、利益が見込めないと判断したことから入札不参加となったものであり、一定の競争を経た結果と判断される。

7. 今後の業務

第一に、本業務は、平成26年度以降2期にわたって行われた市場化テストにより、保険関係成立件数をはじめ目標とするすべての業務実績が向上し、保険関係成立件数1件当たりのコストの削減も顕著となっている。

また、入札に応じた者は1者にとどまっているものの、入札説明会には複数者が参加し事業として成立するかどうかの判断をされた上でのことであり、1者応札ながらも年々実績の向上と経費の削減が見られることを併せ考えると、一定の競争性は確保されていると言える。

さらに、市場化テストの間、受託民間業者による業務に係る法令違反等もなく、外部評価委員会によるチェックを受ける仕組みを導入していることを踏まえると、本業務は、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ1(1)①～⑤までの要件を満たし、市場化テストにより良好な実施結果が得られた事業と言える。

第二に、本業務は、強制適用すべき労働保険への加入促進という極めて公益性の高い特殊な事業であり、1者応札となった大きな要因が利益が見込めない事業と判断されたことにあるといった市場の特殊性がある。このため、同指針Ⅱ1(2)に示す「これまでの市場化テスト実施により様々な入札改善策が十分に講じられているものの、今後市場化テストを継続しても更なる改善が困難な事業」にもあたると考えている。

よって、本事業については、市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、引き続き適切に事業が実施されるよう、監理委員会に

厳しくチェックされてきた事項を踏まえた上で、引き続き、質の向上、経費の削減、競争性の確保に向けて努力してまいりたい。